

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月18日
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 里村正治
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台(022)290局8800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 宮下典夫
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台(022)290局8800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役経営統括グループ長 松田正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及びフィデアカード株式会社（以下、「フィデアカード」といいます。）並びに株式会社フィデア情報システムズ（以下、「フィデア情報」といいます。）は、それぞれ平成28年5月11日、平成28年5月6日、平成28年5月6日開催の取締役会において、下記のとおり当社を完全親会社とし、フィデアカード及びフィデア情報を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。

このため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 本株式交換の相手会社についての事項

#### (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成28年3月31日現在）

商号	フィデアカード株式会社
本店の所在地	秋田県秋田市中通三丁目1番34号
代表者の氏名	代表取締役社長 中村 和之
資本金の額	110百万円
純資産の額	3,011百万円
総資産の額	9,492百万円
事業の内容	クレジットカード及び割賦販売の斡旋、銀行ローンの信用保証等

（平成28年3月31日現在）

商号	株式会社フィデア情報システムズ
本店の所在地	秋田県秋田市山王三丁目4番23号
代表者の氏名	代表取締役社長 菅原 晟
資本金の額	50百万円
純資産の額	1,834百万円
総資産の額	2,273百万円
事業の内容	コンピューターに関するコンサルティング、ソフトウェア開発等

#### (2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（フィデアカード）

決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	1,530百万円	1,501百万円	1,479百万円
営業利益	776百万円	690百万円	777百万円
経常利益	483百万円	365百万円	604百万円
当期純利益	306百万円	252百万円	357百万円

（フィデア情報）

決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	1,787百万円	1,801百万円	1,774百万円
営業利益	78百万円	72百万円	65百万円
経常利益	78百万円	74百万円	61百万円
当期純利益	45百万円	39百万円	33百万円

## (3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

## (フィデアカード)

## 普通株式

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
フィデアホールディングス株式会社	61.54%
株式会社北都銀行	7.17%
三菱UFJニコス株式会社	5.09%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5.06%
明治安田生命保険相互会社	4.24%

## A種種類株式

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
フィデアホールディングス株式会社	100.00%

## 合計(普通株式+A種種類株式)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
フィデアホールディングス株式会社	78.91%
株式会社北都銀行	3.93%
三菱UFJニコス株式会社	2.79%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.77%
明治安田生命保険相互会社	2.32%

## (フィデア情報)

## 普通株式

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
フィデアホールディングス株式会社	50.00%
富士通株式会社	45.00%
株式会社北都銀行	5.00%

## (4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

## (フィデアカード)

資本関係	当社は、フィデアカードの発行済株式総数の78.91%、総株主の議決権の61.54%に相当する数の株式を保有しております。
人的関係	当社の執行役員副社長1名及び常務執行役員1名がフィデアカードの取締役を兼任しております。
取引関係	特筆すべき取引関係はありません。

## (フィデア情報)

資本関係	当社は、フィデア情報の発行済株式総数の50.00%、総株主の議決権の50.00%に相当する数の株式を保有しております。
人的関係	当社の執行役員1名がフィデア情報の取締役、当社の取締役1名がフィデア情報の監査役を兼任しております。
取引関係	特筆すべき取引関係はありません。

## 2. 本株式交換の目的

連結子会社である本株式交換対象2社を完全子会社とすることにより、グループ総合力の強化及びグループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るものです。

### 3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

#### (1) 本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、フィデアカード及びフィデア情報を株式交換完全子会社とする株式交換です。

完全子会社化対象2社については、フィデアカードが平成28年6月13日に開催する株主総会、フィデア情報が平成28年6月16日に開催する株主総会において本株式交換の承認を得る予定であります。また、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本株式交換を実施します。

#### (2) 本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

当社は、本株式交換により、フィデアカード普通株式1株に対して当社普通株式297.50株、フィデア情報普通株式1株に対して当社普通株式100.86株を割当て交付します。ただし、当社が保有するフィデアカード普通株式18,840株及びフィデア情報普通株式50,000株については、株式交換による割当てを行いません。

当社は、上記割当比率に従って、新株式発行の方法により株式を交付する予定です。その結果、フィデアカードの株主に対し合計3,501,575株、フィデア情報の株主に対し合計5,043,000株、2社合計8,544,575株の新株式が交付される予定です。ただし、フィデアカード及びフィデア情報が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することになる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

本株式交換に伴い、当社単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を東京証券取引所において売却することはできませんが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまにおいては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

当社がフィデアカード及びフィデア情報との間で、平成28年5月11日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

（フィデアカード）

#### 株式交換契約書

フィデアホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びフィデアカード株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との株式交換に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

#### 第2条（商号及び住所）

本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

##### (1) 株式交換完全親会社

商号：フィデアホールディングス株式会社

住所：宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号

##### (2) 株式交換完全子会社

商号：フィデアカード株式会社

住所：秋田県秋田市中通三丁目1番34号

第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の株式数の合計に297.50を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式297.50株を割り当てる。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 資本金   | 0円                    |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金 | 0円                    |

第5条 (効力発生日)

1. 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、平成28年6月30日とする。
2. 前項に拘わらず、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法第790条に従って、本効力発生日を変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、法令上必要となる種類株主総会の決議によって、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を受けるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、乙の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条 (剰余金の配当)

乙は、本契約締結以降、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第8条 (自己株式の消却)

乙は、乙が現に保有し、又は本効力発生日までに保有することとなる乙の自己株式(もしあれば)の全部を、本株式交換の効力発生までに消却する。

第9条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、本契約第6条に定める甲の種類株主総会又は乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合。
- (2) 本効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等(もしあれば)が得られない場合。

第11条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

以下、余白

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月11日

- 甲 宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号  
フィデアホールディングス株式会社  
代表執行役社長 里村正治
- 乙 秋田県秋田市中通三丁目1番34号  
フィデアカード株式会社  
代表取締役社長 中村和之

(フィデア情報)

#### 株式交換契約書

フィデアホールディングス株式会社(以下「甲」という。 )及び株式会社フィデア情報システムズ(以下「乙」という。 )は、甲と乙との株式交換に関し、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。 )を締結する。

#### 第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。 )を行い、甲は、乙の発行済株式(甲が所有する乙の株式を除く。 )の全部を取得する。

#### 第2条 (商号及び住所)

本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 株式交換完全親会社  
商号：フィデアホールディングス株式会社  
住所：宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
- (2) 株式交換完全子会社  
商号：株式会社フィデア情報システムズ  
住所：秋田県秋田市山王三丁目4番23号

#### 第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。 )に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の株式数の合計に100.86を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式100.86株を割り当てる。

#### 第4条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金 0円

#### 第5条 (効力発生日)

1. 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。 )は、平成28年6月30日とする。
2. 前項に拘わらず、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法第790条に従って、本効力発生日を変更することができる。

#### 第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、法令上必要となる種類株主総会の決議によって、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を受けるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、乙の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

**第7条（剰余金の配当）**

乙は、本契約締結以降、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

**第8条（自己株式の消却）**

乙は、乙が現に保有し、又は本効力発生日までに保有することとなる乙の自己株式（もしあれば）の全部を、本株式交換の効力発生日までに消却する。

**第9条（会社財産の管理等）**

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

**第10条（本契約の効力）**

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、本契約第6条に定める甲の種類株主総会又は乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合。
- (2) 本効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合。

**11条（準拠法及び合意管轄裁判所）**

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第12条（協議事項）**

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

以下、余白

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月11日

甲 宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号  
フィデアホールディングス株式会社  
代表執行役社長 里村正治

乙 秋田県秋田市山王三丁目4番23号  
株式会社フィデア情報システムズ  
代表取締役社長 菅原 晟

（株式交換契約書は以上）

**4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠****(1) 算定の基礎及び経緯**

本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は、当社及びフィデアカード、また当社及びフィデア情報との利害関係を有しない第三者機関を選定しました。

当社選定の第三者算定機関は、当社の株式価値について、当社が東京証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価基準方式（平成28年4月28日を評価基準日とし、評価基準日以前の1カ月間、3カ月間、6カ月間の東京証券取引所市場第一部における終値平均を採用）により算定を行っております。また、フィデアカード及びフィデア情報の株価価値については、同社が非上場会社であることから、DCF方式及び類似会社比準方式及び純資産価額方式により、算定を行っております。

上記の算定に基づく、フィデアカード及びフィデア情報の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社との本株式交換の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

## (フィデアカード)

採用方法		株式交換比率の算定レンジ
DCF方式	永久成長法	647.10～895.08
類似会社比準方式	PER	341.78～663.44
	PBR	464.19～623.27
純資産価額方式	時価	240.22～306.49

## (フィデア情報)

採用方法		株式交換比率の算定レンジ
DCF方式	永久成長法	92.11～125.16
	倍率法	69.81～92.20
類似会社比準方式	EV/EBITDA	64.33～90.95
	PER	20.53～31.52
	PBR	100.69～139.01
純資産価額方式	時価	79.90～101.94

当社及びフィデアカード、当社及びフィデア情報は、上記算定結果に基づき交渉・協議を行い、前記3.のとおり交換比率を決定し、それぞれの取締役会において決議いたしました。なお、上記の算定の前提として、当社及びフィデアカード及びフィデア情報はいずれも大幅な増減益等は見込んでおりません。

## (2) 算定機関との関係

当社選定の第三者算定機関は、当社及びフィデアカード及びフィデア情報とは独立した算定機関であり、当社またはフィデアカードまたはフィデア情報の関係当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## 5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	フィデアホールディングス株式会社
本店の所在地	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
代表者の氏名	代表執行役社長 里村 正治
資本金の額	18,000百万円
純資産の額	現時点では算定しておりません。
総資産の額	現時点では算定しておりません。
事業の内容	銀行その他銀行法により子会社とする会社の経営管理

以上